

(1) 適切な評価ができるまでに目標が具體化されているか検討し、テストや完成作品による評価ばかりでなく、授業の過程の中でも適切な評価ができるよう、その観点や方法を指導過程に位置づける。

(2) 児童の自己評価、相互評価についてもくふうし、児童みずからが問題点に気づき、学習の改善に役立てるようになる。

(3) 校内の研究体制を確立する。

(1) 校内研究の対象教科として、全職員協力して研究を進める。特に学級担任と教科担任が同一でない場合には、両者の連絡を密にし学習事項の実践化について協力するようにする。

三、施設・設備を計画的に整備し、その活用を図る。

(一) 実践的・体験的な学習を行う教科として効果的な学習を進めるために施設・設備の整備並びに資料・教具等の整備と効果的な活用を図ることが極めてたいせつである。

(1) 実験・実習等の学習が効果的にできるよう実験・実習器具・標本等の整備に努め、かつ、安全に学習が進められるように配慮する。

(2) 小学校家庭科に関する教材基準を参考にして、実態との比較から施設・設備の改善充実を図る。

(3) 家庭科教室の確保に努め、全額

域の学習が効果的に進められるよう施設・設備の整備についてくふうする。

生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を通して、自主性や、くふう創造の能力を伸ばすように努める。

(六) 「生活に必要な技術」は現行の考え方と同じであるが、人間尊重の立場から「技術」をとらえ、わが国における資源や環境の重要性に着眼し、家庭生活や社会生活の充実向上を図ろうとする態度を育成するよう配慮する。

中学校

技術・家庭科においては、実践的な学習を通じ「技術と生活とのかかわり合いを正しく理解し、生活の見方や考え方、更に行動のしかたを技術の習得を通して身につける」ことにその目標がある。

このためには、次の点に留意し、適切な指導をする必要がある。

一、実践的活動が中核となつて学習指導が展開されるようになる。

指導計画を改善する。

(一) 各領域・題材の選択に当たつては現行中学校指導書・技術・家庭編(文部省)に示されている観点を基に新

学習指導要領及び移行措置に関する告示の内容を学校の施設・設備及び地域・生徒の実態から検討する。

(二) 各領域は、実習を中心として、内容の示す事項が有機的関連をもち、総合的に展開するように学習活動を計画すること。

(四) 指導の目標・内容等に応じて情報提示活動を効率化し、生徒の学習活動にゆとりができるよう、授業形態の改善と指導の効果を高めるよう努める。

(五) 学習の評価を適切に行い、指導計画や指導法の改善に役立てるようにならべて、家庭科教育と職業教育としての家庭科教育との二面がある。このことが他の教科とことなるところであ

二、実践的・体験的な学習活動を中心として、理解・思考・実践の三つの活動を相互関連させ、教材を構造的にとらえた指導法をくふうする。

(一) 教材の精選に当たつては、教材を構造的にとらえ、基本的内容、周辺的內容、参考的內容というような体系に組み立て、基本的内容を重点として教材の構造化を進める。(教育福島75六月号教材の精選参照)

(二) 単位時間の目標を的確に押さえ、指導の範囲と程度を明らかにし、理解する・思考する・実践するの三つの活動の有機的関連を図るように努力する。

(三) 生徒の経験や既習の知識・技能の累積が「なぜそうなるのか」と、「なぜそうすればよいのか」等問題意識を持つ契機になるものであるから、既習事項を重視し、課題解決が図られるよう配慮する。

(四) 指導の目標・内容等に応じて情報提示活動を効率化し、生徒の学習活動にゆとりができるよう、授業形態の改善と指導の効果を高めるよう努める。

(五) 学習の評価を適切に行い、指導計

(七) 資料、教育機器等の特性を生かし効果的に活用するよう努める。

三、施設・設備の改善・充実を図り、安全教育に徹し、事故防止に努める。

(一) 用具・機械類は常に最良の状態に整備し、有効に活用できるよう指導と管理に努める。

(二) 「中学校技術・家庭科における工作機械等の使用による事故防止について」(文部省)「実験・実習の指導における危険防止について」(県教育長)通知を遵守し、万全の注意を払うようにする。

(三) 技術系列・家庭系列十七領域の中から男女いずれにも最低七以上の領域が調和的に指導されるようくふうし、時数の配当、各領域及び他教科との関連とをじゅうぶん考慮し、

高等学校

高等学校の家庭科は、女子の一般教養としての家庭科教育と職業教育としての家庭科教育との二面がある。このことが他の教科とことなるところであ